

判決年月日	平成23年12月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成22年(行ケ)第10407号		
<p>○ 発明の名称を「ウインドパークの運転方法」とする特許発明について、引用発明の認定の誤り、容易想到性の判断の誤りがあるとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が取り消された事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

本件は、発明の名称を「ウインドパークの運転方法」とする特許発明に係る拒絶査定不服審判(不服2008-15132号)において、請求を不成立とした審決が出されたことから、その取消しを求めている事案である。

審決は、本願発明は、当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法29条2項により特許を受けることができないと判断した。これに対し、本判決は、引用発明を「送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力を0から100%の範囲内の所望値に設定する」風力発電施設の運転方法であると認定した点には誤りがあり、これを前提とした相違点の認定にも誤りがあると判断した。さらに、以下のとおり、本願発明の相違点2に係る構成が容易想到であるとした判断にも誤りがあるとして、審決を取り消した。

「引用発明は、風力発電施設の全出力電力を送電網の最大許容送電量とするために、風力発電施設が送電網の最大許容送電量よりも高い全出力電力が出せるようにした上で、個々の風力発電設備の出力電力を定格出力電力の0から100%の範囲内で調整するという構成を備えた風力発電施設の運転方法である。引用発明の解決課題は、従来、全ての風力発電設備から常に定格出力電力が得られるとは限らず、風力発電施設全体の最大電力出力を連続して出すことができなかった風力発電施設において、常に送電網の最大許容送電量を出力できるようにして、送電網の送電網構成部品が最適化された態様で利用できるようにすることである。

したがって、引用発明と本願発明とは、解決課題において、相違する。

また、課題解決手段をみると、引用発明では、常に送電網の最大許容送電量を出力できるようにしたものであるのに対し、本願発明では、電力網の周波数や電圧が基準値より高いか又は低いときに、ウインドパークの供給電力を低減する、すなわち、ウインドパークの供給電力を、送電網の最大許容送電量との関係によらず、電力網の周波数や電圧により制御するものである点において、両者は、課題解決手段において相違する。

そうすると、本願発明の課題解決手段は、引用発明の課題解決手段を採用することに対する妨げになるから、引用発明に相違点2に係る構成を組み合わせることには、阻害要因があるといえる。」